

6 月議会代表質問（答弁込み）

日本共産党 駒形八寿子

1. 物価高・資材不足から暮らしと営業を守るための支援について

中東情勢の悪化が長期化し、引き続く物価高騰に加えて、さらなる物価高や資材不足が深刻化し、さまざまな分野に影響が広がり、コロナ禍を上回るとも言われる暮らしと営業に対する市民の不安が高まっています。

国は6月上旬、3兆円の補正予算を決定しましたが、暮らしと営業を守るための具体的措置はありません。

全国の自治体や商工団体から、相談体制の強化や中小業者への経営支援の要望が出されています。

日本共産党市議団は5月29日「イラン戦争の影響から暮らしと地域経済を守る要望書」を市長に提出したところです。

（1）中小事業者への支援について

私はこの間、市内の中小業者の方から聞き取りを行いました。
塗装業の方です。

「外壁の下塗りに使用するシンナーや接着剤の調達が不安定。5月中旬から注文できないでいる。このままだと、仕事がない、収入がない、倒産になる。自分のところは、後2軒分の資材しかない、つぶれていくのではないかと不安である。

業界の中でも、つぶれない為、生き残るため、買いだめも発生している。

コロナ禍の時よりきつい、これから借金返そうとしていた矢先の業者もいたところなのに。

市議会報告で予算が決まったことを知った、市の財政状況はどうなのか？支援をお願いしたい。中小企業を助けて欲しい。」

また、自動車整備の方は、

「車のエンジンオイル価格が2倍にもなる。6月からはタイヤの納品が難しくなると連絡があった。」

クリーニング業の方も、

「すべて石油由来のものが、値上がっているが、クリーニング代を上げるのが怖い。値上げすれば、お客さんが来なくなるのではないか、みんな自

分で洗うのではないか。」と不安をつのらせていました。

そこで、まず市内中小企業の方々の

質問 1.

実態調査を行政として行うべきと考えますが見解をおきかせください。

(＊中東情勢が中小事業者に与える影響に関し、実態調査を行うべきと考えるが、見解を伺いたい。)

<答弁>

中東情勢の不安定化による市内中小事業者への影響については、企業の業種や事業規模、取引形態等により様々であり、それぞれの実態を的確に把握することが重要であると考えております。

そこで、市では、5月から6月にかけて「建設連合協同組合」、「塗装協同組合」、「管工事協同組合」、「料飲調理師会」などの各経済団体や、市内の金融機関にヒアリングを実施するとともに、市内事業者の身近な相談窓口である「産業支援センター」での相談内容を参考にするなど、個別の企業や業界の状況を丁寧に把握するよう努めております。

今後は、中小事業者の経営状況等を定期的に把握するために半期ごとに実施している「地域経済動向調査」の7月調査におきまして、中東情勢の不安定化の影響について、資材調達や価格転嫁の状況に関する調査項目を新たに追加することで、売上への影響やコスト負担など、詳細な状況の把握を継続して行ってまいります。

《答弁後》実態調査は、一部局だけでは困難であり、関係する部局の横断的な対応が必要だと考えます。また、臨海企業の生産の動向、各種産業・業種、市民の暮らしへの影響など、調査することが重要であると考えます。

質問 2.次にその影響についてお聞きします。

経営基盤が弱い中小企業、小規模事業者の経営と、そこで働く従業員の雇用を守ることが求められます。ナフサショックは、特に末端の事業者が影響を受けています。

ナフサはご承知のように、石油化学製品の基礎的な物質で、プラスチックや繊維などあらゆる石油化学製品の原料として使われ、シンナー、オイル、

ゴムなどの原料となり影響が出ているわけです。ナフサはまさに生活の素となっています。

また、全国的には、建設業界などでは、コロナ時の融資の返済が本格化し、資金繰りが限界に達する企業が増え、倒産の危機が報じられています。

そこで、本市において、中東情勢の悪化が中小事業者に及ぼす影響についてどのように把握されているのかお伺いします。

<答弁>

中東情勢が中小事業者に与える影響について、お答えいたします。

現在、市内中小事業者が受けている影響につきましては、市内事業者等へのヒアリング結果において、建設関係等の零細事業者から資材価格や調達に関する相談が数件寄せられているものの、直ちに事業継続が困難になるといった切迫した相談は確認しておりません。

また、懸念されておりますナフサ由来の化学製品等の動向につきましても、経済産業省からの情報収集や臨海部企業への聞き取りなどから、塗料・シンナー等の供給の偏りや流通の目詰まりが生じているものの、供給拡大や目詰まり解消に取り組んでおり、サプライチェーン全体を通じた通常の生産活動は維持されているものと承知しております。

しかしながら、ヒアリング調査において、資材等の価格高騰や調達の遅れに関する声も把握しており、市内の様々な業種において事業継続に対する不安が高まっているものと捉えております。

市といたしましては、中東情勢が予断を許さない状況にあることから、引き続き関係機関と緊密に連携し、市内中小事業者の経営状況について、しっかりと把握してまいります。

質問 3.事業継続できる支援について

特別相談窓口やセーフティーネット貸付などの支援策の周知や、市としての利子補給、ゼロゼロ融資の返済猶予の再延長の国に対する要請など、事業継続できるような支援策が必要と考えますがいかがですか。

<答弁>

事業を継続するための支援について、お答えいたします。

市では、中小事業者が事業に必要な資金を円滑に調達できるよう「中小企業資金融資制度」により、低利率での融資や利子補給を実施しております。

このような中で、中東情勢の影響を鑑み、7月から、融資メニューの一つである「経営安定化資金」において、国のセーフティーネット保証と連動し、建設業・設備工事業等における指定業種の大幅な拡充を予定しているところです。

また、中東情勢の影響を受けている事業者へ市支援策だけでなく国県などの各種相談窓口や制度融資等の必要な情報がしっかり行き届くよう、市のウェブサイト支援情報を一元的にとりまとめ掲載するとともに、情報発信を行っております。

なお、市独自の補助金などの直接的な支援施策につきましては、今後の中東情勢の影響や国の動向、並びに地域経済の状況等を総合的に勘案し、引き続き必要性を検討してまいります。

《答弁後》

神奈川県横須賀市では中小企業への緊急アンケートで、資材高騰の影響が全ての業種に広がり資金繰りの悪化が懸念されるとして、新たに受ける融資に対する信用保証料を全額保証する、補正予算に2,600万円を計上するとの報道がありました。

本市においても、実態調査と物価高騰・資材不足の現状にあわせた支援策を行うための補正予算の検討を求めます。

(2) 医療機関への支援について

医療機関の聞き取りでは、医療用手袋の不足や値上がり、介護現場でも手袋の不足で職員が市内を走り回っているとの声が寄せられました。

質問 1.中東情勢が医療機関に及ぼす影響について

<答弁>

中東情勢による医療機関への影響について、お答えをいたします。

現下のイラン情勢による石油関連製品の供給不足への懸念に伴い、我が国の経済活動などに影響が生じている状況を受け、国におきましては、医療分野も含めさまざまな分野への影響を把握するとともに、それを受けた対応を図っております。

医療分野におきましては、製造販売業者や医療機関等へのヒアリングなどを通じまして、医療物資等の供給状況に係る情報収集を行っているところであり、ご質問の、医療用手袋につきましては、全体として、直ちに供給が不足する状況ではないとする一方で、一部の医療機関において確保が困難になっている状況を踏まえ、保有する備蓄品から放出する等の対応を図っております。

このような状況の中、本市への影響でございますが、市で開設しております市原市急病センターでは、現在のところ、医療物資等に不足はなく、診療に支障は生じておりません。

また、市原市医師会などの医療関係者への聞き取りにおきましても、現時点では、大きな影響はないものと伺っております。

市といたしましては、今後も、医師会等の関係団体を通じまして、状況の把握を図るとともに、国の動向を注視してまいります。

(3) 市民への物価高騰対策について

農業や酪農業でも、尿素肥料の値上がり、燃料費のアップやビニールシート、夏場の電気代の負担増などが聞き取り調査でわかりました。

以下いくつかの市民負担軽減策に対する当局の考えをお聞きします。

質問 1.

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の低所得世帯に対する負担軽減について

所得に占める保険料負担率が国保は被用者保険より 1・7 倍も重いのです。生活を圧迫する高い国保料が大きな問題だとおもいます。上野賢一郎厚労相は「国保の保険料負担が相対的に重くなっている」との認識を国会で示されました。

<答弁>

国民健康保険料などの低所得世帯への負担軽減につきまして、お答えをいたします。

国民健康保険料につきましては、昨今の物価上昇に伴う所得水準の全体的な上昇の影響による低所得世帯の負担軽減措置として、対象となる世帯の範囲が縮小しないよう、判定基準額の引き上げ等を内容とする国民健康保険条例の改正を、令和 8 年第 1 回市議会定例会において議決いただいたところでございまして、令和 8 年度の保険料から適用となります。

また、後期高齢者医療保険料につきましても、千葉県後期高齢者医療広域連合におきまして、後期高齢者医療に関する条例を改正するなど同様の状況でございます。

このほか、失業や収入減少などによりまして、保険料の納付が困難となった世帯に対する減免制度も実施しているところでございます。

市といたしましては、低所得世帯への負担軽減において、このような対応を図っているところであり、これらの制度の対象となる方が確実に利用できるよう、保険料納入通知書などに案内リーフレットを同封し、お知らせをするほか、広報いちほらや市ウェブサイト等におきましても周知を図ってまいります。

今後も、国の動向を注視するとともに、誰もが安心して医療を受けられる制度の運営に努めてまいります。

質問 2.

生活保護世帯や低所得世帯を対象にしたエアコン購入支援について

暑い夏がやってきます。「30年たつエアコンは故障したまま。」と、生保の方からお聞きしました。

また、年金暮らしの90代のご夫婦は「古いエアコンを見ると、何時止まるのかとドキドキしてくる。」と話していましたが、後日「分割して年金で払っていく」と電話で知らせてくれました。

<答弁>

生活保護世帯などを対象としたエアコン購入支援について、お答えをいたします。

国は、生活保護世帯におけるエアコンも含めた日常生活に必要な生活用品については、「保護費のやり繰りによって計画的に購入していただく」としております。

しかしながら、保護開始時に持ち合せがない場合などで、世帯に高齢者や小児など熱中症予防が特に必要とされる方が含まれる場合には、エアコン購入費用を支給できるとしており、本市では、令和7年度は15世帯へ支給をしているところでございます。

また、保護世帯の事情により、当面の保護費のほかにエアコン購入費用が必要な場合などは、社会福祉協議会の制度である生活福祉資金の活用を案内しているところでございます。

市といたしましては、引き続き、現行制度の適切な運用を行う中で、対象者に寄り合い、支援を図ってまいります。

質問 3.市営水道料金の減免延長について

物価高騰に伴う家庭などでの経済負担の軽減を図るため、「重点支援地方交付金」を活用し、市営水道給水区域内において、水道料金 20%減免されます。8 月検針分から 11 月検針分までの 4 か月です。

減免 4 か月を延長というお考えはありませんか。

< 答弁 >

今年度予算に計上しました、市営水道料金の減免につきましては、昨年度の、国の物価高対策としての「重点支援地方交付金」を基に、千葉県が県内水道事業体等の料金減免支援を目的に措置をしました、特別交付金により実施するものであり、市内に併存する県営水道におきましても、重点支援地方交付金による減免が実施されます。

内容といたしましては、主に一般家庭で使用されている口径 25 ミリメートル以下の利用者に対する基本料金、及び従量料金の 20%を減免するものであり、期間は、夏場の使用水量の増加を考慮し、8 月検針分から 11 月検針分の 4 か月間としております。

この内容は、基本的に市民の約 75%の方が利用している、県営水道に準じて設定したものであり、減免は、県・市、それぞれの料金徴収において実施することとなります。

このようなことから、ご質問の減免期間の延長について、市営水道単独による取組では、全市的な効果は見込めず、また、市営水道は平均 18.0%の料金改定を行ったものの、未だ一般会計からの繰入金を前提とした、厳しい経営状況であることを踏まえ、現段階において、減免期間の延長は難しいものと捉えております。

市としましては、現在決定をしている市営水道料金の減免を着実に実施するとともに、今後の国・県の動向を注視しながら、必要に応じて、県営水道を運営する千葉県企業局と、情報を交換してまいります。

《答弁後》イラン戦争は終結の方向ですが、暮らしへの大きな影響は当面続くと考えられ、上記述べた施策の必要性は変わらないと考えます。様々の施策の実行を求めたいと思います。

市民の暮らしと地域経済を守るために、補正予算を組んで、困っている市民にしっかり寄り添い対応することを要望します。

2. 小中学校における保護者負担経費について

日本共産党は、憲法 26 条が定める「義務教育は無償」の原則に基づき、教材費や修学旅行費、給食費など保護者が負担する教育費の抜本的な軽減・無償化を求めてきました。

文科省調査を元にした教育費の試算は公立小学校 6 年間約 63 万円、公立中学校 3 年間約 51 万円、合計約 114 万円にもなります。物価高騰下、保護者にとって大きな負担となっています。

公的な教育費以外に、学校生活を送るうえで必然的にかかる保護者の自己負担、制服、体操服、文房具、修学旅行や部活動などの費用が、生活を大きく圧迫しています。

入学時にかかる費用は、当局の資料で、ある地域では、小学校平均 64,000 円、中学校は男子 82,000 円～97,000 円、女子は約 95,000 円の出費です。

このような状況下で、東京中野区のように小中学校の教材費など今年度から無償化した自治体もあります。

(1) 保護者の負担軽減について

質問 1

2025 年 6 月 25 日学用品負担軽減についての（「学校における通学用服等の学用品等の適正な取り扱いについて」）文科省からの通知後、取組状況と今後の取組についてのお考えを伺います。

<答弁>

文部科学省通知に係る取組の状況と考え方についてお答えいたします。

教育委員会では、これまでも各学校に対し、通学用服や学用品の指定に当たっては、その必要性や妥当性を十分に検討するとともに、保護者負担の軽減に配慮するよう指導してまいりました。

例えば、各学校においては、算数セット等のリユースの推進やドリル教材のデジタル化に取り組んだり、購入する教材価格の妥当性や必要性について保護者を含めた検討の場を設けたりするなど、負担軽減に向けた取組を進めてきたところです。

また、副読本の購入費や学力テストの一部公費負担と併せて、就学援助制度については、援助対象の項目等を拡大するほか、必要とする家庭に確実に行き届くよう様々な機会を捉えた周知を行うなど、保護者負担の軽減につながる施策を実施しております。

ご質問の本通知の趣旨は、現下の物価高を踏まえ、通学用服や学用品等の保護者の経済的負担に配慮するとともに、各学校において過度な指定や負担を避けるなど、適切な取扱いを図るよう求めるものであると認識しております。

教育委員会といたしましては、通知の趣旨を踏まえ、引き続き保護者負担の軽減につながる取組について検討するとともに、各学校に対して適切な取扱いが図られるよう助言を行ってまいります。

《答弁後》国は自治体に対策を投げかけているわけですから、国に支援の拡充を要求していてもよいのではないのでしょうか。

質問 2.修学旅行費の負担軽減について

修学旅行費は学校や目的地によって異なりますが、保護者にとって最も負担の大きい出費です。中学校は 50,000 円から 60,000 円、小学校は 20,000 円から 30,000 円です。負担軽減についていかがお考えでしょうか。

<答弁>

教育委員会では、現下の物価高騰を踏まえ、就学援助制度の中で経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、修学旅行費を援助しているところです。

今後も、国の動向や他自治体の取組状況、社会経済情勢の変化を注視しつつ、制度の周知や運用の工夫を図りながら、必要とする家庭に援助が確実に行き届くよう取組を検討してまいります。

(2) 就学援助費の拡充について

就学援助とは、小中学校に通う児童生徒の保護者の収入が一定の認定基準を下回る場合に、入学準備金や学用品費、修学旅行費などの保護者負担に対して自治体が経済的に援助する制度であり、困窮する子育て世帯を支援する制度として重要な役割を果たしています。

就学援助制度は経済的な困難をかかえるこどもに義務教育を保障するためのまさに命綱です。

質問 1.憲法 26 条第 2 項では、「義務教育は、これを無償とする。」と義務教育の無償化を国に求めています。様々発生する保護者への負担が、困窮する世帯の子どもたちの教育を受ける権利を侵害する要因とならないように就学援助制度が設けられています。この権利を守るための、重要な防波堤であると考えます。

就学援助制度の重要性について見解を伺います。

<答弁>

就学援助制度についてお答えいたします。

就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などの必要な経費を援助するものであり、全ての子どもたちが等しく教育を受ける機会を確保するために、極めて重要な制度であると認識しております。

質問 2.認定者の実態についてお聞きします。

ある自治体では、実質的な賃金は減っているのに、見た目の給与が上昇しているため認定基準額を超えてしまい、援助をうけられなくなった世帯もあるとききます。

物価上昇の局面で本市において認定者の増減はいかがですか。

＜答弁＞

就学援助制度の認定者は、小学校・中学校を合わせて、令和5年度は2,037人、令和6年度は1,916人、令和7年度は1,753人となっております。

認定者数は、児童・生徒数の減少に伴い、減少傾向となっているものの、認定率につきましては児童・生徒数の約10%前後で推移しております。

今後も、必要とする家庭に援助が確実に行き届くよう、市ウェブサイトをはじめ各種広報媒体を活用するとともに、家庭支援に入るスクールソーシャルワーカーを介し、一層の制度周知を図ってまいります。

質問 3.この間の物価高騰のもとで、就学援助制度を受けていない世帯についても教育費の負担は生活を圧迫しています。就学援助制度を拡充する予定はありますか。

＜答弁＞

教育委員会では、今年度、新たに卒業アルバム代を対象に加えるとともに、修学旅行費については、これまで設けておりました上限額を撤廃し、実際にかかった費用を全額援助することといたしました。

これは、各学校に調査したところ要望が多く寄せられたことから、取り組むこととしたものであります。

今後も、物価高騰が続くことが想定されますので、必要な対応を検討するなど、子どもたちが等しく教育を受けることができるよう、引き続き取組を進めてまいります。

＜答弁後＞

今回発表された国勢調査によると千葉県の人口が調査開始以来初めて減少になりました。中でも本市の人口が9,900人の減ということは驚きです。減少の理由は自然減ということですが、住みやすい、働きやすい、子育てしやすい局面を鑑み、市民の声にもっと耳を傾け、人口増への施策を考えていただきたいということも一言申し述べたいと思います。

3. 中学校の給食費無償化について

今年4月から国の制度により、全国で小学校給食の無償化が始まりました。

「四月から給食費がゼロになって、本当に助かります。」 小学生の娘さんをもつお母さんからの声が早速届きました。

また、君津市の中学校給食費無償化も「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用することで、令和8年度限定となりますが無償化実施します。

千葉県では9月開始含め小中無償化は29自治体約53%にも広がっています。全国では2023年時点で全自治体の40%、722もの自治体が、小中学校の無償化を実施していることから、中学校給食の無償化に大きな課題はなく、自治体独自の裁量で無償化が可能であることを示しています。無償化は大きな流れにもなっています。

R8年度予算委員会の資料によりますと、滞納数は618人です。ちなみに小学校は1227人です。本市の滞納数、決して少なくはありません。これだけの生徒の世帯が給食費が払えないでいるのです。

質問1. 中学校給食費無償化についての見解を伺います

<答弁>

現在、本市では、第3子以降の無償化を実施するとともに、就学援助制度などにより、経済的支援を必要とする世帯への負担軽減を図っております。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰分を市が負担することで、給食費を値上げすることなく、学校給食を提供しているところです。

中学校給食費の無償化につきましては、学校給食が教育活動の一環であることから、小学校と同様に、国の責任において取り組むべき課題であると捉えております。

教育委員会といたしましては、栄養バランスに配慮した安心・安全な学校給食の質を確保しつつ、将来にわたり安定的に提供できるよう、国による恒久的な財源確保と無償化の早期実現に向け、引き続き、様々な機会を通じて要望してまいります。

《答弁後》誰もが平等に受けられる教育環境を整えることは国、自治体の役目です。教育費の抜本的な充実を望みます。